

2025年11月25日

電気需給約款（電気・ガス価格激変緩和対策事業に対する追加約款）

香川電力株式会社

1. 適用

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、家庭の電力使用量の最も大きい時期である1月から3月までの冬期の電気・ガス料金を支援することが盛り込まれました。

当社電気需給約款に定める低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2. 適用期間

【低圧供給】2026年2月検針分（2025年12月下旬に確定する燃料費調整単価、電力調達調整単価が反映される検針分）から2026年4月検針分までといたします。

【高圧供給】検針基準日が1日の場合、2026年1月検針分（2025年11月下旬に確定する燃料費調整単価が反映される検針分）から2026年3月検針分までといたします。

検針基準日が1日以外の場合、上の低圧供給のお客さまと同スケジュールとなります。

ただし、政府の決定によって本事業が延長される場合は、延長された期限までといたします。

延長の期間につきましては、当社HPまたはメール、請求書等に記載し公表するものといたします。

3. 料金

2の適用期間においては、低圧のお客さまは、当社電気需給約款（低圧）に定める電源調達調整費・燃料費調整単価の毎月の算定結果から4の政府補助割引単価を差し引いたものを電源調達調整費・燃料費調整単価といたします。

高圧のお客さまは、当社電気需給約款（高圧）に定める燃料費調整単価から4の政府補助割引単価を差し引いたものを燃料費調整額といたします。

4. 政府補助割引単価

政府補助割引単価は下記の通りといたします。

政府補助割引単価（税込）

期間	2026年2月・3月検針分	2026年4月検針分
低圧供給契約の場合	4.5 円/kWh	1.5 円/kWh
高圧供給契約 検針基準日1日以外の場合	2.3 円/kWh	0.8 円/kWh

期間	2026年1月・2月検針分	2026年3月検針分
高圧供給契約 検針基準日1日の場合	2.3 円/kWh	0.8 円/kWh

計算例) 当月の電源調達調整費が1円、当月の電力使用量が500kWhで低圧供給のお客さまの場合
電源調達調整費 = (1円 - 4.5円) × 500kWh = -1,750円

以上